

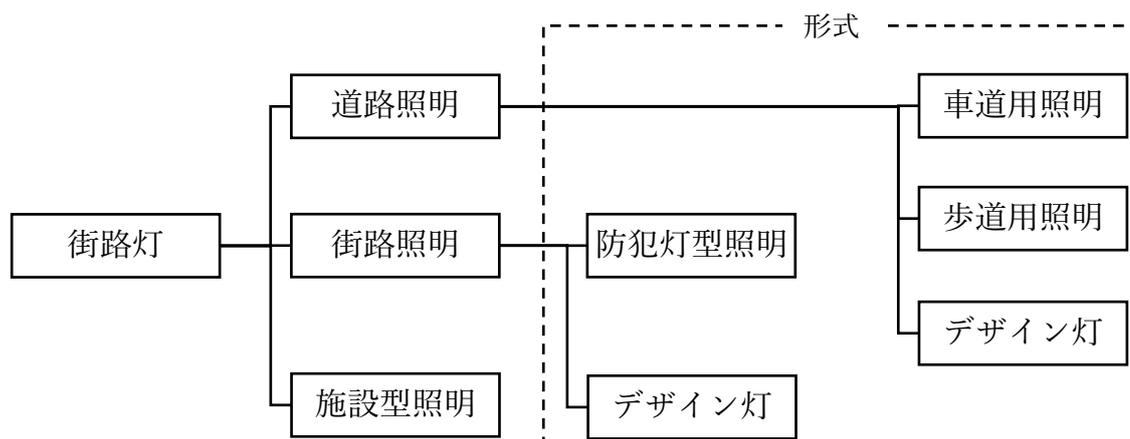
尼崎市街路灯設置基準

1. 適用範囲

当基準は、尼崎市が管理する道路（市の認定道路や里道等とし、私道には適応されない）に設置している街路灯に適用するものである。

設置基準は、「道路構造令」、「道路照明施設設置基準・同解説」（社団法人 日本道路協会）、「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（国土交通省）に沿って定めるものではあるが、市特有の交通事情等も加味し歩行者、自転車、自動車が安全に通行できるように「安全・安心まちづくり推進要綱」（警察庁）に定める照度を確保できるよう努めるものとする。

本市で設置する街路灯は以下のとおりとする。



- ・道路照明：片道1車線以上の道路及び商業地区等の交通量が多い歩道に設置する街路灯。
- ・街路照明：車線がない道路及び住宅地区等の交通量が少ない歩道に設置する街路灯。
- ・施設型照明：ペDESTリアンデッキや駅前ロータリー部に設置する街路灯。
- ・防犯灯型照明：RBSS認定LED防犯灯もしくは、それに準じるLED防犯灯。
- ・車道用照明：道路照明で車道を照らすことを目的とした街路灯。
- ・歩道用照明：道路照明で歩道を照らすことを目的とした街路灯。
- ・デザイン灯：景観等に配慮した街路灯。

※道路構造令第5条及び第8条における第4種第2・3級の車線幅員並びに路肩の幅員より

2. 道路照明

(1) 灯具選定基準

使用する灯具は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」を基として定めるものとするが、使用灯具の器具形式は便宜上（一社）建設電気技術協会のも

のを使用することとする。また、原則連続照明とし設置を行うものとする。

道路状況に応じて使用する灯具を以下に示すものとする。ただし、条件等により必ずしも以下のとおりにはならない場合があることに留意すること。

【車道用、歩道用照明】

用途	車線	器具形式	設置高	電力会社申請 入力容量	光源色
車道	片側1車線	KCE-050-2	8m	60VA	昼白色
	片側2車線	KCE-070-2	9m	100VA	昼白色
	交差点(大型)※	KCE-100-2	9m	100VA	昼白色
	交差点	KCE-050-2 KCE-070-2	8m	60VA 100VA	昼白色
歩道		KHE-030	6m	40VA	昼白色

※両側共に片側2車線道路の交差点。

(2) 設置箇所

関西電力柱、NTT柱への共架もしくは照明柱による設置とする。道路照明の車道用照明の設置については8～12mの照明柱とする。単独引込の場合については、配線入線口(ニップル付き)を使用すること。また、道路照明の照明柱は、車道、歩道共に原則ベース式を採用すること。これは劣化による建替を想定したものである。

(3) 点灯方式

単独、接続の場合は自動点滅器(電子型)による点灯とする。従量灯の場合は、別途分電盤を設置し自動点滅器による照明制御回路を構築すること。ただし、住宅等が近く深夜の減灯が必要となる場合においてはタイマー回路の併用を認めるものとする。ただし、タイマー回路併用の場合は必ず停電保証機能付きのタイマーを使用し設定時刻を分電盤内にエッチングプレート等で明記すること。

照明柱設置型の場合は、必ず柱内に防水ブレーカーを設置すること。使用する防水ブレーカーは防水性能においてJIS C 0920 4.9(防浸形)IP67相当に準拠するものを使用すること。また、単独、接続の場合は点灯試験スイッチ付きの物を使用すること。

従量灯の場合、分電盤内には必ず点灯試験が可能な手動操作スイッチを設けること。同様にタイマー回路を使用する場合も必ず手動スイッチで点灯確認が行えるよう回路を構築すること。(タイマー本体の切替スイッチと盤内手動操作スイッチを共に切替しなければ点灯試験が行えないような回路は認めない)

分電盤を使用する際に設置する自動点滅器については、必ず盤内(基本側面とし、

網入りガラスとする)に設置し、外部からの影響(ヘッドライト等)による誤動作がないよう採光窓に遮光部を設ける等対策を施すこと。

(4) 遮光対策

田畑への影響などの^{ひかりがい}光害が認められた場合は、遮光板等設置すること。また近隣住民の住宅事情も配慮すること。

3. 街路照明

(1) 灯具選定基準

使用する灯具は、RBS認定品(優良防犯機器認定制度)を使用すること。幅員等による選定基準は以下のとおりとする。

【防犯灯型照明】

幅員	ランク※	電力会社申請入力容量	光源色	光源寿命
4m未満	S以上	10VA	昼白色	60,000時間
4m以上 6m未満	L以上	10VA	昼白色	60,000時間
6m以上 8m未満	LL以上	20VA	昼白色	60,000時間

※(公社)日本防犯設備協会「防犯照明ガイド vol.6」LED防犯灯の従来光源との対比表記・呼び名(記号)より

自動車が通行する交差点部においては原則ランクL以上の照明を設置する。ただし、交差する道路が共に幅員5m以下の場合においてはランクS以上の照明を設置するものとする。

光害対策として、田畑周辺の道路については設置に際して田畑所有者の合意を頂き設置するものとする。その際、幅員に関わらず^{ひかりがい}光害の影響を抑えるためランクS程度の灯具とし必要であれば遮光措置を行うものとする。田畑所有者の合意なき場合は、街路灯の設置を行なわないものとする。

(2) 設置箇所

原則、関西電力柱もしくはNTT柱に共架し設置するものとする。また、設置間隔は直線で25~40mとする。ただし、電柱に設置が難しい場合は照明柱による設置を行うものとし、照明柱設置場所については周辺住民の合意や交通に支障をきたさない場所であることを条件とする。この条件が満たされない場合は、設置は行わない。

設置箇所において歩道が整備されており歩車道境界付近の電柱又は照明柱に灯具を共架する場合、交差点及び横断歩道部を除き原則歩道側に向け設置するものとする。その際の灯具選定基準については設置道路の幅員ではなく歩道の幅員に応じて適用するものとする

(3) 点灯方式

原則、自動点滅器（電子型）による点灯とする。

(4) 照度（lx）

平均照度 3 lx 、道路両端鉛直面照度 0.5 lx 以上を確保できるように努める。
ただし、ひかりが光害や周辺住環境への影響、維持管理コストや環境リスクの低減を加味し設置を行うものとする。

4. デザイン灯

(1) 照度について

設置する箇所において街路照明、道路照明の各基準に準拠し選定すること。

(2) 使用する灯具について

使用する灯具については原則LED一体型とする。また、灯具は一般メーカーのカタログに記載されているものを使用すること。特注品は、取替時互換性がないため認めない。

(3) 光源色について

原則昼白色とするが、周囲の景観等によりやむを得ず電球色を使用する場合は協議により決定すること。

(4) 塗装色について

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」（国土交通省）の照明柱の色彩選定に準拠する。

5. 施設型照明

(1) 灯具について

灯具については、「公共施設用照明器具」（（一社）日本照明工業会）を原則使用することとする。それ以外の照明は、デザイン灯同様、一般メーカーのカタログに記載されているものを使用すること。

(2) 点灯方式

自動点滅器による点灯もしくはスイッチ回路による点灯とする。常時点灯する必要がある箇所においても必ずスイッチ回路を設けること。これは灯具取替時や点検時に作業をスムーズに行えるようにするものである。

(3) 回路の明示

分電盤内の負荷名称はわかりやすく具体的に記載すること。また、配線系統図及び単線結線図や使用材料一覧などを盤内に必ず収納すること。収納に際しては長期保存による劣化等も考慮し、ラミネート加工等を施すこと。

回路番号は必ず盤内の配線にも明示を行い、分岐点や中継箇所にも必ず明示を行うこと。スイッチについても回路番号を記載し誤操作を防止できるようにすること。

6. 使用部材

(1) 共架型アーム

電柱等に設置する街路灯について、樹木等で光源が遮られる場合や道路の交差点において使用する。風速 50m/s（設置高 6m 以上は 60m/s）に耐えうる構造をもち、耐食性に優れた製品を使用すること。また、灯具に対する落下防止ワイヤーの取り付けが容易に行える構造を有すること。電源装置等を格納できるスペースについては、電源別置型の灯具を使用する場合には必要とするが、電源一体型の灯具を使用する場合は不要とする。アームの出幅は原則 1800mm までとする。

(2) ポール

街路灯に使用するポールは、風速 50m/s（設置高 6m 以上のものや橋梁に設置するものについては 60m/s）に耐えうる構造をもち、耐食性に優れた製品を使用すること。街路照明に用いるポールは原則埋込式とし電源部点検口は設けない。道路照明に用いるポールは原則ベースプレート式とし電源点検口は必ず設けること。

(3) その他

部材については、必ず本市担当職員の承認を得るものとする。承認を得ていない部材については使用を認めない。

7. その他

(1) 照明管理シールについて

尼崎市が管理する街路灯については指定する街灯管理シールを貼り付けること。管理番号については本市担当職員が発行するものとする。

(2) 電力会社の申請について

電力会社の申請については、設置者が速やかに行うこととする。ただし、申請には別途本市担当職員から指示する内容があるため必ず本市職員に確認を行うこと。

(3) 電力会社からの契約番号の報告について

電力会社より発行される契約番号（お客様番号）は、必ず本市職員に報告すること。

(4) 施工後写真について

器具等の設置が完了したら、写真データを作成し、提出すること。

(ア) 画像は全体が判る遠景写真。

(イ) 器具本体が判る近景写真。

(ウ) 器具の型式番号等が確認できる写真。（灯具及び自動点滅器、ブレーカー含む）

(エ) 管理プレート及び、電柱共架の場合は電柱の管理番号札が確認できる写真。

8. 附則

この基準は、令和 4 年 3 月 23 日より実施する。

以 上